

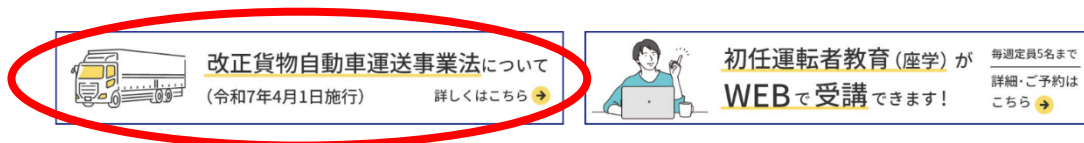
# 適正化だより

令和7年3月  
滋賀県トラック協会適正化事業課

- ① 「改正貨物自動車運送事業法について」を適正化事業ページに追加しました！
- ② 対面による初任運転者教育研修会の終了について

## ① <改正貨物自動車運送事業法について>

令和7年2月より滋賀県トラック協会HP内の適正化専用バナーより  
「改正貨物自動車運送事業法」(令和7年4月1日施行)を追加致しました。



### 適正化事業の取組



## ② <対面による初任運転者研修会の終了について>

上記の通り、令和7年度より対面による初任運転者研修を終了させていただきます。  
引き続き初任運転者教育のWEB受講サービスをご利用下さい。  
※パスワードは毎月発送の「おしらせ」表紙下部に記載しております

詳細はトラック協会適正化事業課(直通)まで 077-516-8411